

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.6

## 政府の統治能力が試されるエマージング経済 他

=====

<<index>>

- [1. 政府の統治能力が試されるエマージング経済\(大山\)](#)
  2. 新たなステージに入ったデリバティブ規制改革(岩井)
  - [3. 強い逆風に直面している新興国経済\(祖父江\)](#)
  - [4. 世界的なイスラム教徒の拡大\(茂木\)](#)
  - [5. セミナー最新情報\(2015年9月時点\)](#)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 新たなステージに入ったデリバティブ規制改革(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

デリバティブ規制は金融危機後の重要なテーマの一つとされ、グローバル規制設定主体や欧米規制当局を中心に、取引報告要件、中央清算要件、資本規制、マージン規制、プラットフォーム・トレーディングシステムの構築という5つの柱で改革が進められてきました。FSBが7月に公表したデリバティブ市場改革の進捗報告書でも指摘されていたように、これら5つの改革メニューについては、国・地域による進捗の違いこそ残ってはいるものの、総じて言えば、「順調に進展」しています。規制改革が進展するなかで、金融機関もこれらの改革に対してはある程度の対応を進めてきたといえるでしょう。

しかし、ここに来て、デリバティブ市場改革は次のステージに移行したようにみえます。これに伴って、金融機関を始めとする幅広い市場参加者は“次の対応”を迫られることになりそうです。例えば、国際決済銀行(BIS)の決済・市場インフラ委員会(CPMI)と証券監督者国際機構(IOSCO)が8月と9月に相次いで、「固有取引識別子(UTI: Unique Transaction Identifier)の調和」と「主要なOTCデリバティブ・データ要素(除くUTI、Unique Product Identifier)に関するガイダンス」を公表しました。この二つの文書はいずれも、個々のデリバティブ取引に固有の識別情報を策定・利用するための技術的な考え方を取り纏めたものです。金融当局は、こうした識別子を利用することによって、金融システムの何処でシステミック・リスクが蓄積しているかを評価・モニタリングできると考えているのです。

市場参加者にとってより重要なのは、こうした当局の目的よりもむしろ、IT システムの整備を含めて、相当の実務対応が必要になる点だと思われます。上記文書の議論の一例を紹介すれば、以下の通りです。

(1) UTI(デリバティブ取引の一つ一つを識別するための“情報”)には、「UTI が利用される法域」、「UTI を生成するアルゴリズム方法」、「UTI を生成する主体」、「当該デリバティブ取引のカウンターパーティ」、「取引の実行日」等が含まれなくてはならない。

(2) UTI は、デリバティブ取引の一連のライフサイクル・イベントに応じて、新たな UTI に改定されなくてはならない。例えば、過去の取引内容を修正する場合、清算取引が生じる場合、ブロック取引を細分化する場合等には、既存の UTI は新しい UTI に変更されなければならない。

(3) UTI は、「中立性」、「ユニーク性」、「一貫性」、「継続性」、「追跡可能性」等の性質を保持しなくてはならない。

取引情報識別子に関連したこうした議論が進むにつれて、デリバティブ市場参加者は UTI 等の情報識別子を取引実務に活用することが求められるでしょう。最終的にどのような技術要件が確立されるかによりませんが、少なくとも金融機関においては、取引(リスク)データや経営情報システムに関わる IT システム、更にはリスク管理実務を見直す必要性が出てくる可能性があります。このように、取引情報識別子は金融実務に対して非常に大きな影響を持ち得るものです。このため金融機関は技術的な要件整備を巡る議論を正確に把握し、適時の対応を進める必要があるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。